

緑の守り手認定事業者認定申請に関するQ&A

質問の多い事項を掲載しています。

認定有効期間中の再申請について

Q

現在、シルバーの認定を受けて、認定有効期間中であるが、認定を受けていない項目について追加申請したい。

A

追加申請を行う際は、現在募集中の実施要領に基づき、認定を受けていない項目のみ申請してください。

この場合の実績にかかる年度は、募集中の要件により申請してください。

（例）令和6年度 認定済にかかる実績：令和4年度・5年度

追加申請（令和7年度）にかかる実績：令和5年度・6年度

ただし、新たに認定を受ける場合は、有効期間中の認定書を返納していただく必要があります。

また、審査の結果グレードが変わらない、または、グレードが下がる場合においても新たな認定となります。

なお、認定の有効期間は、すでに認定を受けられている期間と同一の期間となります。

Q

現在、シルバーの認定を受けて認定有効期間中であるが、追加申請によらず、新たな申請をしたい。

A

認定を受けて、認定有効期間であっても、新たに申請いただいても問題ありません。

ただし、新たに認定を受ける場合は、有効期間中の認定書を返納していただく必要があります。

また、審査の結果グレードが変わらない、または、グレードが下がる場合においても新たな認定となります。

なお、認定の有効期間は、認定された日が属する年度の翌々年度末となります。

（例）令和7年度に新たに認定を受けた場合：認定有効期限は令和9年度末（令和10年3月31日）

継続貢献について（認定項目①）

Q

認定項目①の継続貢献について、過去5か年度のうち3か年度以上の施工実績については、「治山及び林道の実績がある場合」とあるが、「治山林道」に該当とするには、治山と林道のそれぞれ3か年度以上の施工実績が必要か？

A

治山と林道のそれぞれの実績の必要はなく、過去5か年度のうち、治山と林道を合わせて3か年度の実績があれば対象となります。

ただし、治山・林道の両方の実績が、申請前年度・前々年度のいずれかにある必要があります。

（該当する例）令和7年度申請の場合、過去5か年度（令和2年度～令和6年度）のうち

令和2年度：治山、令和5年度：林道、令和6年度：治山

令和2年度：治山、令和3年度：治山、令和5年度：林道、令和6年度：治山

令和2年度：治山、令和3年度：治山、令和5年度：治山、令和5年度：林道